



2020年7月30日

各 位

会 社 名 乾汽船株式会社
代表者名 代表取締役社長 乾 康之
(コード番号：9308 東証第一部)
問合せ先 コーポレートマネジメント部長
加藤 貴子
(TEL. 03-5548-8613)

アルファレオホールディングス合同会社に対する
当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく
初回質問状の送付に関するお知らせ

当社取締役会は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会において株主の皆様から承認可決いただいた第3号議案に基づき、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上へ向けた建設的な対話を実現することを目的として、当社の筆頭株主であるアルファレオホールディングス合同会社（以下「アルファレオ社」といいます。）に対して、本日、別紙の初回質問状（別表を含み、以下「初回質問状」といいます。）を郵送及びメールにて送付いたしましたことを、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本件に関する詳細は、2020年5月27日付プレスリリース「当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認に係るお知らせ」をご参照ください。

1. 当社取締役会からアルファレオ社に対する初回質問状の発送日

2020年7月30日（木）

2. 回答期限

2020年8月29日（土）

3. 今後の見通し

当社は、初回質問状に対するアルファレオ社の回答の有無及びその概要等について、適時かつ適切に公表いたします。

以上

2020年7月30日

アルファレオホールディングス合同会社
代表社員 株式会社マキス
職務執行者 渡邊章行 様

乾汽船株式会社取締役会
代表取締役 乾 康之
取締役 乾 隆志
取締役 苦瀬 博仁
取締役 川崎 清隆
取締役 神林 伸光

当社第100回定時株主総会において承認可決された第3号議案に基づく初回質問状

はじめに

本質問状（以下「初回質問状」といいます。）は、2020年6月19日開催の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）で承認可決された第3号議案（下記1.において、招集ご通知（別紙）「2. 本情報提供要請の手続（1）情報提供の要請」の記載の一部を抜粋しております。）に基づきお送りしております（以下、第3号議案に基づく貴社と当社との間での書面又は口頭での情報のやり取りを、「本情報提供手続」といいます。）。

なお、当社は、現時点において、2020年4月1日を始期とする中期経営計画を公表しておりません。かかる中期経営計画を確認しない限り回答ができない事項につきましては、その旨ご回答ください。また、当該事項につきましては、当社が中期経営計画を公表した後に、改めてご回答いただきますようお願いいたします。

1. 当社第100回定時総会招集ご通知（別紙）（一部抜粋）

貴社の参照の便宜のため、招集ご通知（別紙）「2. 本情報提供要請の手続（1）情報提供の要請」の記載の一部を以下のとおり抜粋いたします（以下、下記抜粋部分の①乃至⑫の事項を「招集通知記載事項」といいます。）。なお、「アルファレオ社」とは、貴社を指します。

第3号議案 当社取締役会によるアルファレオホールディングス合同会社に対する情報提供要請に関する承認の件

2. 本情報提供要請の手続

(1) 情報提供の要請

当社取締役会は、2020年7月31日（金）までに、アルファレオ社に対して、以下の各事項に関連する質問等を記載した書面（以下「初回質問状」といいます。）を発送し、同社に回答を要

請いたします。なお、当社への回答期限については、初回質問状の発送日から 30 日後の日とし、これを初回質問状に記載することといたします。

- ① アルファレオ社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含む。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含む。）等）
- ② 当社株式を保有する目的（当社に対する助言・提案行為を行う目的を含む。）
- ③ スチュワードシップ責任を果たすための機関投資家の活動のあり方についての考え方
- ④ 上記③を踏まえた当社との対話の方針
- ⑤ 当社株式の今後の保有・売却等の方針
- ⑥ 今後実施を予定している当社株式の追加取得その他の投資の方法及び内容
- ⑦ 当社の経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策、想定している経営者候補等
- ⑧ 今後当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（アルファレオ社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針
- ⑨ 当社の企業価値を継続的かつ安定的に向上させるための施策、及び当該施策が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑩ 過去に行われたアルファレオ社の当社に対する助言・提案行為が当社の企業価値を向上させることの根拠
- ⑪ 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針
- ⑫ 当社株式の取得資金に係る資金調達の概要（調達先の名称、金額・返済期日その他の調達条件等）及び担保の状況

2. 初回質問事項

下記（1）では、初回質問状記載の各質問にご回答いただくにあたって不可欠の前提となる事項について、貴社の認識をお伺いするものです。

下記（2）以下は、招集通知記載事項に関連する質問等について記載しておりますが、招集通知記載事項との関連性については、下表のとおりです。

<招集通知記載事項（①乃至⑫）との関連性>

| | | | | | |
|---|--------------------|---|----------------|---|--------------------|
| ① | Q4, Q5, Q6, Q7 | ⑤ | Q14, Q15, Q16 | ⑨ | Q8, Q9 |
| ② | Q10, Q11, Q12, Q13 | ⑥ | Q14, Q15, Q16 | ⑩ | Q8, Q9 |
| ③ | Q3 | ⑦ | Q4, Q5, Q6, Q7 | ⑪ | Q10, Q11, Q12, Q13 |
| ④ | Q3 | ⑧ | Q14, Q15, Q16 | ⑫ | Q10, Q11, Q12, Q13 |

（1）初回質問状にご回答いただくにあたっての前提の確認

Q1 貴社と当社との間では、2020年7月30日現在、東京地方裁判所において2件の訴訟が係属しておりますが、当社としては、本情報提供手続を通じ、貴社と当社との間で建設的な対話を実現す

るためには、本情報提供手続において、訴訟等（今後発生したものを含みます。）での論点には言及しないことを貴社及び当社が合意する必要があると考えております。また、書面によるか口頭によるかを問わず、本情報提供手続によって得られた情報（本情報提供手続以外の方法により適法かつ合理的に取得した情報を除きます。）について、訴訟等において利用しないことを貴社及び当社が合意する必要があると考えております。貴社は、貴社及び当社がこれらの合意を行うことにご賛同いただけますでしょうか。

Q2 当社は、以下の方針により本情報提供手続を実施したいと考えております。かかる方針についてご要望又はご意見がある場合にはご教示ください。

- ① 初回質問状又は追加の質問等を記載した書面（以下「追加質問状」といいます。）に対する貴社の回答の有無及びその概要を、適時かつ適切に公表すること
- ② 初回質問状又は追加質問状に対する貴社の回答が、貴社との間で建設的な対話を実現するために十分であるか否かに関する当社取締役会の意見を、適時かつ適切に公表すること
- ③ 上記①及び②に基づき公表する場合、貴社が非公表とすることを要望した事項については、開示される内容が貴社の営業秘密、関係者のプライバシーに該当する等、当該要望に合理的な理由が認められる限り、開示文書においてマスキング、表現の調整その他の適切な処置を行うこと

（2）当社との対話の方針（招集通知記載事項③及び④）

本質問は、貴社が、スチュワードシップ・コードに則って行動するものでなく、スチュワードシップ責任も負っていないことを前提とするものです。

Q3 当社は、貴社との間での対話については、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上や成長（以下「本目的」といいます。）に向けた合理的で建設的なものであるべきと考えております。当社の意見に賛成されますでしょうか。また、本目的とは異なる目的での対話を希望される場合には、当該目的をご説明ください。

（3）貴社の基本的な情報及び当社事業に関する経営経験・知見等（招集通知記載事項①及び⑦）

Q4 当社は、本目的に向けた合理的で建設的な対話を行うためには、貴社の実態を適切かつ正確に把握することが不可欠であると考えております。貴社及びその関係会社の概要（名称、所在地、資本関係（実質的な資金提供者との関係を含みます。）、役員構成（実質的な意思決定の主体を含みます。）、事業内容等の基本的な情報）を含め、上記対話の実施の観点から当社が貴社の実態を把

握する上で客観的に必要となる情報をご教示ください。なお、必要に応じて関係資料をご提出ください。

- Q5** 当社事業（外航海運事業、不動産事業及び倉庫・運送事業）のうち、貴社が経営経験又は知見を有する事業はありますか。かかる事業がある場合は、具体的な根拠や実績とともにご説明ください。また、貴社が経営経験又は知見を有しない事業については、貴社において、当社事業の内容を適切かつ正確に把握し、判定・評価する機能はありますか。かかる機能がある場合は、その内容及び有効性（機能を補完するため第三者を利用している場合は、当該第三者についての説明を含みます。）についてご説明ください。
- Q6** 貴社において、当社の企業統治（コーポレートガバナンス）体制や財務戦略、経営戦略を適切かつ正確に把握し、判定・評価する機能はありますか。かかる機能がある場合は、その内容及び有効性（機能を補完するため第三者を利用している場合は、当該第三者についての説明を含みます。）についてご説明ください。
- Q7** 貴社及び当社の間の本目的に向けた合理的で建設的な対話において、議題として如何なる事項（テーマ）を想定しているか、Q5 及び Q6 のご回答を踏まえご教示ください。

（4）過去の助言・提案行為の意義等（招集通知記載事項⑨及び⑩）

- Q8** 別表に記載する貴社及び 2019 年 2 月 15 日付でその保有する当社株式の全部を貴社に譲渡するまで当社の株主であったアルファレオ株式会社（但し、株主名簿上の名義はアルファレオ 1 号投資事業有限責任組合）の当社に対するこれまでの助言・提案行為（以下「本件助言等」といいます。）について、当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献、及び当社との合理的で建設的な対話への貢献の観点から、それぞれ評価してください（別表の該当欄にご記入ください）。
- Q9** ①当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上に資する行為、及び②当社との合理的で建設的な対話に資する行為とは、具体的にどのようなものであるとお考えでしょうか。上記①及び②のそれぞれについて具体的にご説明ください。

（5）保有目的、資本回収方針等（招集通知記載事項②、⑪及び⑫）

- Q10** 当社株式を保有する目的を具体的にご説明ください。
- Q11** 当社株式の取得その他の投資のために投下した資本の回収方針をご説明ください。その際、貴社が当社株式に対し期待する 1 年当たりの配当水準も明らかにしてください。また、当該配当の

実現のために、現在の当社の事業方針や株主還元方針を大きく変更する必要があるとお考えの場合には、その内容もご説明ください。

Q12 当社株式の取得資金に係る資金調達の概要（デットとエクイティの別、調達先の名称（名称を開示できない場合は種別（法人・団体である場合には業種等）をご開示ください。）、金額、返済期日、その他の調達条件の重要な事項）及び担保の状況をご教示ください。

Q13 貴社は、令和2年5月15日付で提出した大量保有報告書に係る変更報告書(13)第2 1(7)【保有株券等の取得資金】に記載された借入先より借入を行っているものと理解しておりますが、これらの借入先との間で融資契約（証書貸付、手形貸付及び当座貸越を含みますが、これらに限られません。以下本質問につき同じです。）を締結するに当たっては、貴社の概要及び借入金の資金用途を説明し、各借入先の理解を得ているという理解で宜しいでしょうか。また、これらの融資契約における融資期間は、いずれも貴社が想定している当社株式への投資期間に対応しているものであるという理解で宜しいでしょうか。さらに、各借入先との間の融資契約における返済期限が投資資金の回収以前に到来した場合、改めて融資契約を締結する（リファイナンスする）ことを想定しているという理解で宜しいでしょうか。

(6) 今後の方針（招集通知記載事項⑤、⑥及び⑧）

Q14 当社株式の今後の保有・追加取得・売却等の方針について具体的にご説明ください。

Q15 今後、当社株式の追加取得を行う方針である場合、現在想定している取得方法及び追加取得の内容を具体的にご説明ください。なお、現在、当社は買収防衛策を導入しておりますが、仮にこれが廃止されたことにより現在の追加取得方針が変更になる場合には、その変更後の追加取得方針もご説明ください。

Q16 今後、当社株式の追加取得その他の投資を行う場合における当社の株主（貴社を除く。）、従業員、取引先その他の当社の利害関係者等への対応方針を具体的にご説明ください。

3. ご回答期限

2020年8月29日（土）

以 上

Q8：別表

(貴社及び2019年2月15日付でその保有する当社株式の全部を貴社に譲渡するまで当社の株主であったアルファレオ株式会社(但し、株主名簿上の名義はアルファレオ1号投資事業有限責任組合)の本件助言等)

1. 下表で示した貴社の本件助言等について、当社の企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献の観点から評価してください(以下から数字を選択し該当欄にご記入ください。)

| | |
|---|-----------------|
| 5 | よく貢献した |
| 4 | どちらかといえば貢献した |
| 3 | どちらともいえない |
| 2 | どちらかといえば貢献はなかった |
| 1 | 貢献はない |

2. 下表で示した貴社の本件助言等について、当社との合理的で建設的な対話への貢献の観点から評価してください(以下から数字を選択し該当欄にご記入ください。)

| | |
|---|-----------|
| 3 | 貢献した |
| 2 | どちらともいえない |
| 1 | 貢献はない |

| No. | 年月 | 行為 | 概要 | 備考 | 企業価値の継続的かつ安定的な向上への貢献 | 建設的な対話 |
|-----|-----------|--|---|------------------|----------------------|--------|
| 1 | 2015/4/21 | 決算説明会の開催要請(但し、アルファレオ株式会社による) | 開催がなされていなかった決算説明会の開催要請。 | 左記要請はIR面談にてなされた。 | | |
| 2 | 2019/6/7 | 大量保有報告書に関する「変更報告書」の【保有目的】欄への記載 | 従業員1名あたりの給与が約200万円である等といった誤解を与える記載。 | | | |
| 3 | 2019/6/21 | 第99回定時株主総会 以下の会社提案議案に関する動議 議案①剰余金の配当の件 (普通株式1株当たり1.72円) | 議案①に賛成する意向を表明した上で、普通株式1株当たり38.28円の剰余金を追加的に配当する議案の付議を要求し、かかる提案は、議案①の修正動議又は新たな目的事項の追加の株主提案のいずれでもないとの説明。なお、当社は、貴社の意思を尊重し、議長の裁量により動議として総会に諮ったが、結果として否決。 | | | |

| | | | | | | |
|---|------------|--|--|--|--|--|
| 4 | 2019/9/11 | 臨時株主総会（2019.11） の招集請求 議案①取締役の報酬総額 （年額）の引下げの件 | 取締役の報酬総額を年額 9,000万円とすることを提 案。 | 2008年2月開催の定時株主 総会において、取締役の報 酬総額につき年額2億円を 上限とする旨の決議がなさ れている。 | | |
| | | 臨時株主総会（2019.11） の招集請求 議案②剰余金の配当の件 | 1株につき38.28円を配当す ることを提案。 | 2019年6月開催の定時株主 総会において、剰余金の配 当は普通株式1株当たり 1.72円（年額7.72円）とす る旨の決議がなされてい る。 | | |
| | | 臨時株主総会（2019.11） の招集請求 議案③取締役1名解任の件 | 乾康之を取締役から解任す ることを提案。 | 2019年6月開催の定時株主 総会において、乾康之を取 締役（任期1年）として選 任する旨の決議がなされて いる。 | | |
| | | 臨時株主総会（2019.11） の招集請求 議案④自己株式取得の件 | 取得価額の総額22億円を限 度として金銭の交付をもっ て取得することを提案。 | | | |
| | | 臨時株主総会（2019.11） の招集請求 議案⑤対象会社株式の大規 模買付行為等への対応策 （買収防衛策）を廃止する こと | | 当社は、議案⑤について取 締役会において慎重に検討 した結果、株主総会の付議 議案としての適法性に疑義 があったため、臨時株主総 会の付議議案として取り上 げなかった。 | | |
| 5 | 2019/9/26 | 第99回定時株主総会の全て の決議について取消訴訟を 提起 （係争中） | 株主総会の決議の方法が法 令に違反し又は著しく不公 正であると主張。 | | | |
| 6 | 2019/10/23 | 臨時株主総会（2020.05） の招集許可の申立て（後に 当該申立ては認容） 【議案】 第99回定時株主総会で導入 が決議された「当社の株式 の大規模買付行為等への対 応策（買収防衛策）」の廃 止の件 | 株主総会の付議議案として の適法性に疑義があったた め、臨時株主総会 （2019.11）の付議議案と して取り上げなかった左記 議案についての貴社による 株主総会招集許可の申立 て。 | | | |

| | | | | | | |
|----|------------|--|--|--|--|--|
| 7 | 2019/10/29 | 当社の「ご質問」に対する 貴社の回答（当社が貴社に 送付した2019年10月7日付 「ご質問」に対する回答書 (P6)) | 臨時株主総会（2019.11） において、取締役乾康之の 解任議案（議案③）が可決 された場合には直ちに乾新 悟氏を取締役として選任す るための臨時株主総会の招 集請求を行う予定である旨 を記載。 | 当社は、回答書が事実との 相違、憶測、揶揄等を多く 含み、当社の質問状への回 答としては十分ではないと 考えている。 なお、当社は、質問状、回 答書、乾新悟氏作成の抗議 文の全てを開示している。 | | |
| | | 当社の「ご質問」に対する 貴社の回答（当社が貴社に 送付した2019年10月7日付 「ご質問」に対する回答書 (P7)) | 当社株式の市場価格が 2,000円を下回る限り買増 しを進める旨を記載。 | | | |
| 8 | 2019/11/4 | 臨時株主総会（2019.11） 貴社に対する他株主からの 質問に対して回答せず | 貴社が面識のない乾新悟氏 の同意を得ないまま同氏を 新取締役候補に推挙したことは 株主権の濫用にあたるので ないかとの株主の質問及び 貴社の親会社の実態につい ての株主からの質問に対し て回答せず。 | | | |
| 9 | 2019/12/1 | 乾康之の取締役解任請求訴 訟の提起（係争中） | 有価証券報告書において虚 偽記載を行ったこと、臨時 株主総会（2019.11）にお いて貴社提案の「買収防衛 策の廃止議案」を取り上げ なかったこと等が違法であ ると主張。 | | | |
| 10 | 2020/2/12 | 貴社HPへの掲載 臨時株主総会（2019.11） の議案④「取締役の報酬総 額引下げの件」否決の無効 確認の訴えの提訴 | | 貴社HPにおいて無効確認 の訴えの提起の事実が公開 されているが、当社は未だ に訴状の受領を確認できて いない。 | | |
| 11 | 2020/4/13 | 貴社HPへの掲載 週刊東洋経済の記事（「乾 汽船 VS. アルファレオで判 明大手損保、信託銀行のお ざなり」）の紹介 | 臨時株主総会（2019.11） において、当社に委任状を 提出した株主の実名を掲載 した記事を貴社HP上で紹 介。 | | | |

| | | | | | | |
|----|-----------|--|---|---|--|--|
| 12 | 2020/4/16 | 第100回定時株主総会における株主提案 議案①取締役報酬のクローバック条項採用の定款変更 | | | | |
| | | 第100回定時株主総会における株主提案 議案②監査役3名の解任 | | | | |
| | | 第100回定時株主総会における株主提案 議案③政策保有株式の売却に関わる定款変更 | | | | |
| | | 第100回定時株主総会における株主提案 議案④第三者割当増資に関わる定款変更 | | | | |
| 13 | 2020/4/21 | 臨時株主総会（2020.05）の招集通知において保有株式数上位50位までの株主リストを公開 | 保有株式数上位50位までの法人株主について①名称、②持株数、③持株比率、④直近2回の株主総会での白紙委任状提出状況等を公開。 | | | |
| 14 | 2020/4/23 | 貴社HPへの掲載 | 当社が一部の株主に送付した委任状勧誘関係書類の写し（「委任状勧誘が適法適式に行われているかを確認する必要がある」との貴社の要請を受けて、当社が当該要請の理由を信頼して貴社に提供したもの）を当社に無断で公開。 | 当社は、臨時株主総会（2020.05）に関する訴訟の和解案の検討に用いるとの貴社の約束に基づき左記委任状勧誘関係書類の写しを提供したのであり、貴社による無断公開は上記約束に反する行為であると認識している。 | | |
| 15 | 2020/4/30 | 貴社HPへの掲載 「虚偽の情報により導入された買収防衛策は「廃止」されるべきこと」の公開 | | | | |
| 16 | 2020/5/7 | 貴社招集による臨時株主総会（2020.05） 招集通知において、「会場に入場できる株主様の人数は、…最大で3名（招集株主である当社を含みます。）となります」と記載 | | 当社は、会場に入場できる株主の人数を貴社を含み最大で3名に制限する旨を招集通知に記載した貴社の行為は、株主の権利を不当に制約するものであったと認識している。 なお、貴社は、臨時株主総会において、株主6名を入場させた。 | | |

| | | | | | | |
|----|-----------|--|--|--|--|--|
| 17 | 2020/5/8 | 貴社HPへの掲載 臨時株主総会（2020.05） までの経緯をまとめた動画 の公開 | 保有株式数上位100名のう ち、名称（当社取締役2名 以外の個人を除く。）及び 保有株式数を公開。 | 当社は、左記動画は、事実 と異なる内容を含むと認識 している。 | | |
| 18 | 2020/5/22 | 貴社HPへの掲載 一部実名を明示した上で の、臨時株主総会 （2020.05）の議案に対す る株主の属性別の議決権行 使結果、当社に対する委任 状提出の有無等の公表 | | | | |
| 19 | 2020/6/10 | 貴社による当社取締役の違 法行為差止の仮処分命令申 立て（後に当該申立ては却 下） | 当社取締役の第100回定時 株主総会における第3号議 案（当社取締役会による貴 社に対する情報提供要請に 関する承認の件）の付議が 違法であると主張。 | | | |
| 20 | 2020/6/17 | 貴社による違法行為差止仮 処分命令申立事件の申立却 下決定に対する即時抗告 （後に当該即時抗告は棄 却） | 東京地裁における違法行為 差止仮処分命令の申立ての 却下決定に対し、東京高裁 に即時抗告を申立て。 | | | |
| 21 | 2020/6/18 | 当社は貴社に対し、有価証 券上場規程等に基づき、決 算情報の提出を求めたが、 現在に至るまで当該決算情 報等は未提出 | 当社が、貴社が当社の「そ の他の関係会社」に該当す ることを説明の上、有価証 券上場規程等に基づき情報 提示を求めるも、貴社は応 じず。 | 2020年6月18日付当社プレ スリリース「支配株主等に 関する事項について」参 照。なお、適用される関連 規定に、貴社に対する罰則 はない。 また、貴社は、貴社が当社 の「その他の関係会社」に は該当しないと主張してい る。 | | |